

ふれあい通信

2024
6月号



Index

P2 **特集** 成年後見制度 ～権利擁護のためのチーム支援～

P6 ケアマネ相談室 File 20

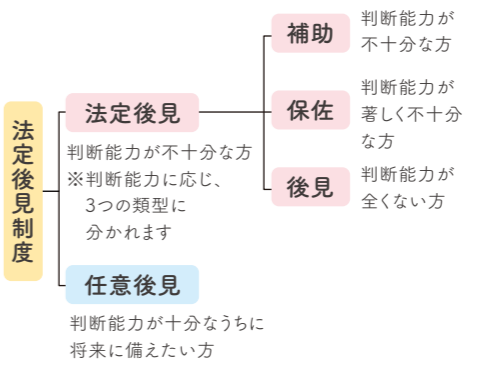
P7 たまふれNEWS

P8 スタッフ紹介 たまレポ! 訪問診療科 薬剤師 尾花 真子

成年後見制度をおさらい

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方の財産管理等の法律行為をサポートし、生活を支える制度です。

成年後見制度の種類と類型



成年後見制度類型と権限

類型	後見	保佐	補助
代理人の名称	成年後見人	保佐人	補助人
代理権	○ 権限あり	△ 審判により権限付与	△ 審判により権限付与
同意権	× 権限なし	○ 一部あり (民法13条1項の行為に関して)	△ 審判により権限付与
取消権	○ 権限あり (日常生活に関する法律行為を除く)	○ 一部あり (民法13条1項の行為に関して)	△ 審判により権限付与

特集

成年後見制度

権利擁護のためのチーム支援

家族同士のつながりが薄れる中で、認知症高齢者や単身・独居の高齢者、親亡き後の障がい者などの生活を支えるために、国や地域で「成年後見制度」の利用促進が進められています。今号では、制度への知識と権利擁護支援の地域連携ネットワークへの理解を深めていきましょう。

押さえておきたいポイント

後見人等ができること、できないこと

補助人は代理権や同意権などの権限を一切持っていませんので、それらの権限が必要な場合は家庭裁判所に権限付与の申立てを行う必要があります。

成年後見人、保佐人、補助人（以下、後見人等）に共通してできないことは、医療に関する同意や結婚や離婚、養子縁組、遺言に関する行為、施設入所の際の身元引受人や保証人になることが挙げられます。

後見制度利用は一生続く

後見制度の利用は、たとえば相続などの問題が解決してもご本人の判断能力が

日常生活自立支援事業との違い

回復しない限り、ご本人が亡くなるまで続きます。また後見人等は明らかでない限りは交代や解任はできません。後見人等に支払う報酬はご本人が亡くなるまで続くため、負担が大きくなるという課題もあります。

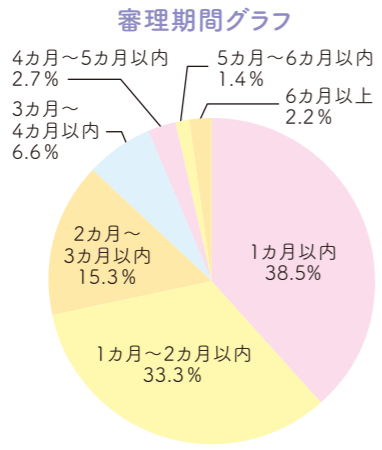
このような背景から、成年後見制度見直しの議論が進んでいます。問題が解決するなどして支援を受ける必要がなくなれば、いったんの終了が可能となる仕組みや、ご本人が必要とする身上保護、意思決定支援等の内容の変化に応じて後見人等を交代しやすくすることが検討されています。

成年後見制度への理解を深めるために「日常生活自立支援事業」もおさらいしておきましょう。

日常生活自立支援事業は福祉サービスの利用への助言や手続き支援と医療費の支払い、生活費の出金といった日常的な金銭管理のお手伝いが支援の内容となります。日常生活自立支援事業の支援範囲は日常的なものに限定されていること、契約に関わることはできない点が成年後見制度との大きな違いです。

Q 後見人等をつけるまでに時間がかかるので、施設入居やサービスがすぐに開始できないケースがあります。実際に後見人等が動けるまでにどのくらい時間がかかりますか。

A 早ければ1カ月半、中には半年以上かかるケースもありさまざまです。まず、申立てに必要な書類の準備に時間を要します。申立てをしてから家庭裁判所での審理の期間は調査によると2カ月以内が約7割です。審判が下りた後、審判確定まで2週間かかり、その後に成年後見登記の手続きを行いますので、登記完了までの期間も見ておく必要があります。



Q 後見人等をつけるための費用は意外とされる方が金額を理由に、お断りされるケースがあります。

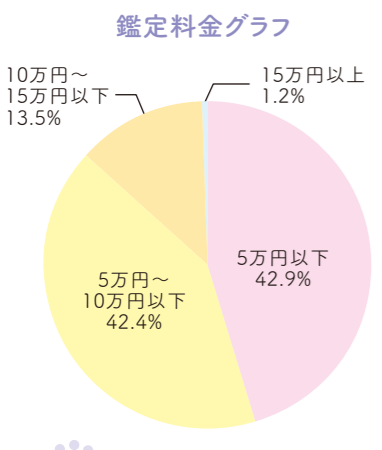
A 1 申立てに必要な費用
切手代、登記手数料、医師の診断等で約1万3000円です。

2 裁判所が本人の判断能力を判定する鑑定料
調査によると、5万円以下が全体の約43%、10万円以下が全体の約85%です。鑑定を実施した割合は全体の約5%なので、鑑定が省略されるケースがほとんどです。

3 後見人等に支払う報酬
2011年4月1日横浜家庭裁判所成年後見人等の報酬額の目安によると、基本報酬月額額は2万円です。管理財産額に応じ金額は上がり、5000万円以上は月額5～6万円とされています。

お金がかかる印象があるのは、申立て手続きの代行を弁護士や司法書士に依頼した場合の費用、鑑定料の高さ、毎月かかる報酬の3つと考えられます。

生活保護受給中またはそれに準ずる資力が乏しい方で、手続き代行を希望する場合は「民事法律扶助制度」が利用できますし、収入や資産等の状況から、審判請求費用（鑑定費用）や、後見人等に対する報酬を負担することが困難な方に対して、川崎市の成年後見制度利用支援事業にて助成を受けることができます。こうした制度利用ができない方で、月額2万円の報酬に対し負担感が強い方はお断りされるケースがあるようです。



Q 後見人等がご本人の入所されている施設に一度も来たことがなく、コミュニケーションが取りづらいのでサービス変更の相談が難しい場合があります。

A 後見人等はご本人の生活や健康管理に関して法律行為をする権利を有して義務を負います。具体的には、医療に関する事項、住居の確保、施設の入退所、介護・生活維持に関する事項などについての契約の締結、費用の支払い、契約の解除などです。家庭裁判所への報告は年1回の定期報告があり、家庭裁判所は報告内容を監督します。法律で決められた職務としては、法律に関わる手続きと家庭裁判所への報告のため、ご本人に会わなくても法的には問題ありません。

しかし、後見人等の役割として、身のまわりの事柄にも目を配りながらご本人の保護・支援を行うことも担っているため、ご本人の状況を伝えられるように、月に1回は顔を合わせる機会を設けることをおすすめします。



ご利用者が後見人等を必要とする場合、関係者と連携を取ることが重要になります。事例を基に、相談支援専門員の進め方を紹介します。

事例紹介

ご利用者情報
両親：90代
長男：50代（知的障がい）

状況

長男はこれまで働いたことも銀行でお金を引き出したこともありません。母親が長男の全ての面倒を見てきましたが、ご両親ともに90代と高齢化し、母親から長男の将来に関する相談がありました。長男には両親以外の身寄りがないため、相談支援専門員が成年後見制度の利用を提案しご家族が家裁に申請しました。

●相談支援専門員が行った申立て準備

後見人等候補の選定（※）

ご両親は知らない人と話を進めることに前向きでなかったこと、ご両親亡き後は後見人等が長男にとって最も身近な支援者となるため、長男との相性が良い専門職を候補として選定しました。

成年後見制度申立ての

円滑な進め方



申立てにあたり顔合わせ

後見人等の候補者、区のアんしんセンター担当者、ご両親、長男、相談支援専門員で顔合わせを行い、申立てにあたっての役割分担を確認しました。

成年後見制度の説明

区のアんしんセンター担当者には、ご両親への制度説明と申立てに必要な書類の準備支援と確認を依頼しました。

本人情報シートの作成

長男の社会的責任能力に基づいてアセスメントを行い、情報シートにまとめました。

成年後見制度を有効活用するために

意思決定支援に重要な本人情報シート

医師が診断し、裁判所が本人の判断能力や支援の必要性を評価し、後見人等の意思決定支援に必要な情報を提供する資料なので、本人情報シート作成に積極的に取り組むことが求められています。

後見人等を「チーム」に迎える担当者会議の設定

後見人等はご本人のこれまでの生活情報や支援状況を詳しく理解しておく必要があります。審判後には初回の担当者会議を設定し、後見人等も含め役割や対応方法を明確にし、介入を体系化して支援環境を整えましょう。

後見制度利用の前に確認！医療行為の同意

ケアマネジャーによくある困りごとは、医療同意が得られないために訪問診療が入れないこと、入院後の医療方針が判断できないことです。後見人等をつける前にご本人の医療に関する方針、例えば延命治療に関する同意を得ることや、身寄りを探しておくことをおすすめます。後見人等にはなれないが、医療行為のことなら連絡してもらってかまわないという親族もいるからです。とはいえ、判断能力が著しく低下してから同意を得ることは難しく、身寄りと全く連絡が取れないケースもあります。こうした課題があるため、今後の法整備が待たれるところです。

医師診断書作成の依頼

医師に本人情報シートを提出し診断書作成を依頼しました。長男の通院に時折同行し、医師に情報提供して関係性を築いていたため、診断書の作成はスムーズに進みました。

「権利擁護支援」としての発展を目指して

川崎市
成年後見支援センター
課長
あめみや とおる
雨宮 徹さん



権利擁護支援とは、一人で物事をうまく決められない方の権利実行を支援したり、財産の不当な取引などの権利侵害から守るための支援を行いながら、地域で共に自立した生活を送るための活動です。この活動のためには、地域連携のネットワークを一層充実させることが重要課題となっています。そこで、川崎市における成年後見制度中核機関の社会福祉法人川崎市社会福祉協議会、川崎市あんしんセンターの川崎市成年後見支援センター課長、雨宮徹さんにお話をうかがいました。

ター、障害者相談支援センターといった相談支援機関の成年後見制度に関する相談の支援、成年後見制度の利用促進、市民後見人の養成、家庭裁判所と連携を図りながら、親族後見人等の支援を行っています。

地域のケアマネジャーや相談支援専門員に特に知ってほしい取り組みはありますか？

特にお伝えしたい取り組みは3つあり、1つ目は区のアんしんセンターが行う成年後見制度の申立て支援のバックアップ機能です。区のアんしんセンターでは、申立てに関する問題点の整理や申立て手続きに対する支援、選任された後見人が円滑に後見事務に入れるように、申立て前後の相談支援を行っています。成年後見制度についてケアマネジャーさんや相談支援専門員さんは区の地域包括支援セン

たとえば、後見制度の利用を進めるにあたり債務整理等法的な課題整理に対する助言をしたり、後見制度の利用に消極的な方に分かりやすく制度を説明したりします。虐待等の複数課題があるケースでは課題整理や優先順位をアドバイスした

編集後記

成年後見制度への関わりは頻繁でない分、インプットがなかなか難しいという点から、今回特集として取り上げました。川崎市社会福祉協議会の公式HP「成年後見支援センター事業」のページに掲載している「あんしんセンター便り」により詳しい情報がまとめられていますので、こちらもぜひご参考にしてください。



たまふれあいクリニック4月より新体制でスタート!

24時間・365日の対応と専門的で幅広い医療を提供する「たまふれあいクリニック」の訪問診療ドクターとして新たに4名が加わりました。

4月入職の 医師紹介	島中 俊	高野 舞美	山田 浩貴	U 医師
略歴	弘前大学 医学部卒業	聖マリアンナ医科大学卒業 静岡市立清水病院 初期研修医 川崎市立多摩病院 内科	東京医科歯科大学卒業	東京大学大学院 医学系研究科・医学部卒業 九州大学大学院第二内科久山可研究室 東京大学医学部附属病院 腎臓・内分泌内科入局
専門	総合診療専門医 内科専門医	臨床研修医	一般・消化器内科 認定産業医	腎臓内科専門医 日本内科学会認定医
休日すること	買い物、食事の作り置き 家事全般	観劇、ダンス	釣り	料理
最近のブーム	自炊、ダイエット、美容	おいしいラーメン屋探し	自作PC	温泉
好きな有名人	ロベルト・パッツョ 三浦 知良	城田 優	大泉 洋	その時々で変わります
好きなことば	積み重ね	言葉は魔法と同じ	笑う門には福来る	情けは人のためならず



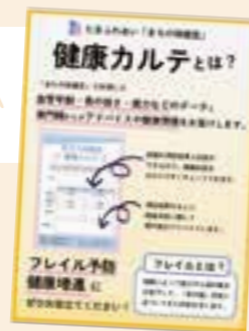
引き続き8名のドクターと4月入職の4名、5月、7月入職の2名を加え、今後14名体制で地域の皆様に最適なヘルスケアを提供してまいります。

フレイル予防に!「健康カルテ」で健康への意識をさらに高める取り組みを開始



■まちの保健室開催情報
会場 「枳形いこいの家」様
日時 7月13日(土)10:00~11:30

「健康カルテ」とは、健康チェックの前回と今回の比較表と、結果を基にした専門職のアドバイスを郵送でお届けする取り組みです。健康チェックを受けた当日は体力づくりや食事の改善に対する意欲が高まりますが、時間が経過するとその意識も薄れがちになります。そのため、チェック後に情報をお届けすることで再確認でき、専門職のアドバイスに基づいて安心して健康づくりに取り組みます。地域の皆様の健康増進の機会として、ぜひご利用ください。



ケアマネジャーの質問に多職種スタッフが答えます!

ケアマネ Sさん
Oさんは入院をきっかけに心が折れやすくなっていました。

自主的な訓練を促す

今回は多職種連携で自立支援が進んだ事例を座談会形式でご紹介します。

ご利用者情報と介入当初の状況
2年前に内臓器官系の手術を受けた70代前半の男性Oさんは、入院中に介護認定(要介護1)を受けました。退院後3カ月間何もせずに過ごした結果、体が動かなくなっていました。そのことで包括からケアマネジャーに連絡があり、サービスを開始。入院前の状況や年齢を考慮して、介護保険の「卒業」が可能と考えました。デイサービスを勧めましたが、乗り気ではなかったため、週2回の歩行訓練を含むリハビリを開始しました。

ケアマネ Sさん
TさんとNさんの連携のおかげでOさんが自主的にリハビリを行ったことには驚きました。その結果、リハビリをNさん担当の週1回に減らすことができましたね。一人で遠方の病院に行く目標も達成でき「もっと楽しい目標を設定したい」という話がありました。

OT Nさん
「ラケットも買ったことだしそろそろ

地域活動への参加

リハビリに対するモチベーションを高めるため、1日は理学療法士のTさんが厳しく、もう1日は作業療法士のNさんが励ます形でリハビリを行いました。いかがでしたか?

OT Nさん
Tさんの厳しめなりハビリに当初は弱気になることもあったOさんですが、厳しくするのは改善の見込みがあるから、評価されていると感じてやる気が出たようです。訓練内容を理論的に説明したことも期待されているからだと、モチベーションアップにつながりました。

ケアマネ Sさん

Oさんが自ら活動を選べるよう健康づくりに関するいくつかの選択肢を用意し、フローチャートで自分に合っている活動を確認しました。最初は体操教室を試みましたが「ここではない」と感じたようです。その後、Oさん自ら「卓球をやってみよう」と興味を示されたので一緒に卓球教室の見学に行きました。「筋がいい」とほめられて前向きになりラケットも購入しましたが、なかなか始められなくて。

ケアマネ Sさん

「健康カルテ」とは、健康チェックの前回と今回の比較表と、結果を基にした専門職のアドバイスを郵送でお届けする取り組みです。健康チェックを受けた当日は体力づくりや食事の改善に対する意欲が高まりますが、時間が経過するとその意識も薄れがちになります。そのため、チェック後に情報をお届けすることで再確認でき、専門職のアドバイスに基づいて安心して健康づくりに取り組みます。地域の皆様の健康増進の機会として、ぜひご利用ください。

ケアマネ Sさん
介護保険を卒業しても問題ないところまで到達しましたが、サポートがなくなることへの不安があったので、KさんやNさんが時折卓球教室を訪れることで安心して卒業できました。

テーマ

介護保険の「卒業」

考えた!



ケアマネジャー Sさん



作業療法士(OT) Nさん



生活支援コーディネーター(SC) Kさん

たまふれあいグループ連携施設のご紹介

連載終了のお知らせ

2022年8月から約2年間にわたり、計20施設の取り組みや魅力をお伝えしてまいりました。地域の皆様にお役立ちいただける情報をご提供できたと感じております。連載にご協力いただいた関係者の皆様に心より感謝申し上げます。また、本連載へのご支援をいただきありがとうございました。

2022年8月から約2年間にわたり、計20施設の取り組みや魅力をお伝えしてまいりました。地域の皆様にお役立ちいただける情報をご提供できたと感じております。連載にご協力いただいた関係者の皆様に心より感謝申し上げます。また、本連載へのご支援をいただきありがとうございました。

訪問診療科
薬剤師
おばな まこ
尾花 真子



毎日に刺激があるこの仕事にやりがいを感じています

たまレボ!

今月のインタビュー

地域相談室 相談員

しんどう ゆり
進藤 優里



こんにちは! たまふれあい地域相談室です。

今回は訪問診療の薬剤師として活躍する尾花を紹介します。

尾花は医療系の職業に対して幼いころから憧れを抱いており、高校時に看護師を目指す心づもりでした。しかし、予期せぬ出来事がきっかけで薬科大学への道を選びます。大学1、2年生のころは看護師の方が性に合っている職業なのではと悩んでいましたが、周りが薬剤師国家試験の勉強に取り組む姿を見て、持ち前の負けず嫌いを発揮し国試を目指すことに。試験に合格したら好きなダイビングを存分に楽しむことを目標に猛勉強して見事合格しました。

大学卒業後は沖縄に移住し、ダイビングインストラクターと調剤薬局で薬剤師として働くという二足のわらじを履きます。2年後に東京の実家へ戻り、薬局勤務のかたわらでボクシングに熱中。一時期は暗闇ボクシングジムでインストラクターとしても活動しましたが、再び薬剤師として活躍したいと考え、訪問診療を行うクリニックへの転職を決めました。

尾花は「調剤薬局での仕事は流れ作業となりがちで、患者さん一人ひとりとじっくり関わることが難しいですが、訪問診療では長期にわたって患者

さんと関係を築いていくことができ、私に合っていると思いました」と語ります。

その後、地域に根差した医療を提供するたまふれあいグループとの出会いがあり、訪問診療のみならず、看多機やデイサービスも手がけるグループの一員として働くことを決意しました。

「医師や看護師が患者さんの話をしっかり聞いている姿を見ると、ここで働いて良かったと心から感じます。患者さんが話を聞いてもらえることで表情が柔らかくなり、ほほ笑む姿を見るのは本当にうれしいですね」と笑顔を見せる尾花です。

今後は、地域の医療関係者とともにポリファーマシーの問題に対処しつつ、薬の管理を改善していく役割を担っていきたいと話す尾花をよろしくお願いします。

筋トレが趣味の尾花。ボディビル大会出場のためにほぼ毎日ジムに通っています



真っ暗な中で音楽に乗りながらボクシングをするジムのインストラクター時代にテレビ番組「マツコ会議」にも映ったとのこと!

母親が多肉植物にハマっていてマルシェにも出店。尾花は手伝いで付き添いますが、興味はもっぱらキッチンカー



地域相談室

イケダのっぶやき



新卒で入社して3年目ですが、今更ながらExcelの便利さに感動しています。昔からパソコンのスキルが皆無だった私は、表計算やフィルター機能にすら驚いています(笑)。仕事をより効率よ

く進めるために、動画サイトを見ながら勉強を始めようかなと考えています(-_-)

(地域相談室 相談員 いけだ 池田あゆ)



ご相談は下記の地域相談室までお電話ください

044-931-0220

〒214-0014 神奈川県川崎市多摩区登戸1763 ライフガーデン向ヶ丘2F